

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○平口委員長 次に、階猛君。

○階委員 国民民主党の階猛です。

成年年齢引下げの関係で個人的な経験を少し申し上げますと、私の子供、息子が二人いまして、上が二十二歳で、下が十八歳です。二十二歳の息子が大学生ぐらいのときに、ネットでチケットを買おうとしてみたら、戻ってこなかった。被害届は出したんだけど、戻ってこなかった。私だったら多分そういうのには手は出さないだろうなと思うんですけども、まだ未熟な判断力の中で、そういう被害にも遭ったりしている。

もう一つは、下の息子なんか、十八歳で、やはりまだまだ子供だなというのが、親の目から見ると思うわけですね。

ということとか、あとは自分自身のことを振り返ってみても、特に私は地方から東京に出てきた人間ですから、十八歳、十九歳で初めて親元を出てひとり暮らしをする、いろいろな物入りで大き

な買物などもするということに、未成年者取消権があることによつて安心感があるんじゃないかなと。私自身はそういうトラブルに巻き込まれることはなかったんですけども、親元を離れて東京に出てきて、キャッチセールスなんかも当時結構ありましたけれども、そういう被害に遭わないようにするために、やはり未成年者取消権は大事だったのかなというふうに思っています。

そんな経験を踏まえながら質問させていただきたいんですが、先ほど来、今回の成年年齢の引下げの理由などについて御質問が続いていますけれども、私が聞くところによると、もう十八歳は成熟しているからいいんだみたいな話というのはなかなか聞かれなかったような気がするんですけども、選挙権年齢との平仄を合わせるとか、社会で活躍してもらいたいから、そんなことが印象に残っているんですけども、大臣のお考えを改めて聞きたいんですが、この成年年齢の引下げの理由ないし目的というところで、心身の成熟度合いとか、こんなことが加味されての十八歳なのでしょうか、ちよつとお考えをお尋ねしたいんですが。

○上川国務大臣 民法の成年年齢の引下げでありますが、民法の成年年齢を参政権に関する年齢と一致をさせる、そして、十八歳以上の者を一人前の大人として扱うことにより、若年者に責任ある主体として、社会のさまざまな分野において積極的な役割を果たしてもらおうということ、このことにつきましても一つの大きな背景がございます。

また、今日の十八歳、十九歳の経済活動の実態に合わせ、これらの者が単独で契約を締結するこ

とができるようにする前提としては、九八%を超える高校等の進学率、消費者教育や法教育あるいは金融経済教育等をさまざまなレベルで充実をさせ、また、十八歳、十九歳の者がみずからの判断で契約を締結するのに必要な判断能力を備えるようになっていくという実態があるものというふう

に考えております。

先ほど、階先生のお子さんのお話、また御自身のこともおっしゃったわけでありまして、いろいろな社会経験を積む中で、三十になっても四十になってもいろいろな判断の部分で間違いをしまうということもありますし、また社会が大きく変化する中でありまして、そういう意味では、的確な情報をしっかりと提供し、なおかつ、その方が一人の判断でしっかりと判断していただくことができるように、絶えずその支援のための施策については重要というふうに考えております。

成年年齢の引下げのためにはいずれの観点というのも重要でありまして、そのどちらかを重視しているということにつきましては、どちらかという

ことではなく、いずれも重要であるというふうに考えております。

○階委員 今の御答弁の中で、経済活動の実態というのが十八歳引下げの理由に挙げられていますけれども、ちよつと総務省の方で調べてもらいたんですけども、十八歳、十九歳の就業率と二十歳、二十一歳の就業率、十八歳、十九歳では三五・六%、二十歳、二十一歳では五九・〇%、これは二〇一七年の数字です。明らかに、二十を超えるかどうかで大きな数字の違いが出ておりまし

て、二十歳、二十一歳からでも、経済活動の実態に照らせば、成人としていいんじゃないかなというふうに私は思います。

それから、消費者教育が進んだから、もう十八歳でも十分な判断能力があるんだみたいなお話ですけれども、それは先ほどの質問でもありましたとおり、世論調査を見ると、まさにその部分がしっかりとしないと成人年齢を引き下げるべきではないという、逆に反対の理由に挙げられているわけですね。ということを考えて、これも説得的な理由ではない。

社会で活躍していただける環境を整えるということであれば、やはり活躍してもらおう前提として、心身の成熟度合いというのが重要ではないかと私は思っています。

果たして、じゃ、十八歳、十九歳、心身が成熟しているのか、十分な判断能力があるのかということを考える上で、一つ、ファクトを私は確認したい。

それで二つ目の質問ですけれども、未成年者の取消権、この行使件数の推移について、これはこの法案について審議する上で重要なファクトだと思っておりますが、参考人の方から、それをどのように捉えているか教えてください。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

未成年者は、法定代理人の同意を得ずに行った契約を取り消すことができるわけですが、この取消権は、未成年者又はその親権者が契約の相手方に行使すれば足りるといふものがございますので、実際にどれぐらい行使されたのかという統計デー

タは政府としては保有しておりません。

もっとも、全国の消費生活センター等に対する消費生活相談の件数については把握しているところでございますが、例えば平成二十九年年度につきましては、全相談件数が約九十三万件であり、これは必ずしも契約の取消しにかかわるというものではございませんが、このうち契約当事者が十八歳、十九歳の相談件数は約八千件という状況でございます。

○階委員 時系列的な推移というか、過去に比べてどうなのかということも教えてくださいますか。

○小野瀬政府参考人 失礼いたしました。先ほど、相談件数約八千件と申し上げましたけれども、この件数ですが、この十年間でおおむね一万件前後を推移している、こういう状況でございます。

○階委員 できれば、この未成年者取消権というのがどの程度行使されているのかというのが過去から推移がわかれば、より密度の濃い審議になるかと思うんですが、確かに裁判外で行使されるのも多々あるので、実態が把握しにくいというのわかりました。ちょっと今の答弁なども後でデータなどもいただきながら検証してみたいと思えます。

それで、先ほど来、世論については、反対者に対して条件整備があれば賛成に回るみたいな話も、それを考えると賛成が多いんだみたいな話もありませんけれども、そこはちょっとまやかしてはないかと思っております。きょうの資料にもありますとおり、三ページ目には、契約を一人です

ることができると年齢の引下げについて、反対、どちらかといえれば反対という方たちが合わせると八割ぐらいに上っているという中で、その反対だという人に対してどのような条件整備が必要かということが四ページ目にありますけれども、条件整備をすれば賛成ですみたいなふうに皆さん捉えられていますけれども、いや、もともと反対であつて、それは今こういう条件整備がなされていないから反対だというふうにも捉えられるわけですね。今現在されていないような状況だから反対だということ、この世論というのは、まさに今、成年年齢引下げは拙速だという理由づけにもなると思うんですが、この世論調査の結果について、大臣の御見解を聞きたいと思えます。

○上川国務大臣 世論調査の結果ということで御質問がございましたけれども、無条件で成年年齢の引下げに賛成する意見の割合が反対をする意見の割合を下回っているということは事実でございます。

ただ、若者を一人前の者として扱い、社会参加の機会を与えるという大きな政策の流れ、特に、平成十九年の日本国憲法の改正手続に関する法律が制定された後に、公職選挙法の改正や、これに基づきまして選挙が実際に行われたことなどによりまして着実に積み重ねが行われているというところで、国民の中には浸透してきたものというふうな考えております。

選挙権年齢を十八歳に引き下げることに、先ほど申し上げたところでもございますが、当初、世論調査におきまして、これに賛成する意見は少

数でありましたけれども、その後、一貫して増加をしているわけでございまして、特に十八歳、十九歳の若者の中で、これを肯定的に評価する意見が、選挙年齢の引下げ後に実際に選挙が行われた後に大幅に上昇している、そうした事実もござい

ます。
 成年年齢の引下げにつきましても、このような社会全体の中での大きな政策の流れの中に位置づけるといふことを考えると、この環境整備につきましても、これまでも精力的に取り組んできたところでありますが、今の消費者の被害等の懸念事項、その他さまざまな課題、問題、こうしたことについて挙げての取組を更に推進していくということについては、これは引き続きの努力として取り組んでいく必要があると思いますが、国民の理解を得られるものというふうに考えているわけ

でございます。
○階委員 あくまで希望的な観測にすぎないと思っております。実際やってみて混乱が生じたらどうのよう責任をとるかということ、やはり国民の世論というのとは大事ではないか、もっと重要に受けとめるべきではないかというふうに思います。そしてもう一つ、民法の年齢のほかに少年法の年齢ということも、公職選挙法改正のときに、附則の第十一条について、検討を加えて、必要な法制上の措置をとるべしというふうになっていきますね。それに基づいて、今、刑事法の関係の法制審でも議論がされているというふうに承知して

います。
 法制審に行く前の議論の状況が、きょうの資料

の一番最後、七ページに、法務省の中に設置された勉強会の取りまとめ報告書の概要というものをつけさせていただいております。

この中で、十八歳未満に引き下げるべきであるという方、右側と、二十歳未満を維持すべきであるという左側の意見が鋭く対立していますね。私もちよつとこの問題については今のままの方がいいんじゃないかという立場なんですけれども、法務省の方では、何かこの十八歳か二十歳かという問題を棚上げにしたまま、まず法制審では十八歳に引き下げた場合の若年者に対する刑事政策的措置というところから議論を進めていっている。先に引下げを前提とした措置を議論を進めていって、何か外堀を埋めているような感もするわけですね。

一方で、条文上も、私、この少年法の条文を見た場合に、二条一項に、少年とは二十歳に満たない者をいうという、極めて明確な条文があります。仮に、先に成年年齢を十八歳に引き下げたという場合には、今の二条一項、少年とは二十歳に満たない者をいう、これを仮に維持したとするならば、民法では十八歳を成年としつつ、少年法では十八歳を少年とすると。一人の人間が成年であったり少年であったりする。これは変な話で、論理必然的に、もし成年年齢を引き下げると、この少年も十八歳になりかねないのではないかと。

私は危惧しているのは、やはり少年法の引下げというのは、そういうなし崩しのやるものではなくて、本当に必要があるのかどうか、慎重に検討しなくちゃいけないと思うんですけれども、先

にこの民法の話が進むことによつてなし崩しになってしまふ、それを危惧するんですね。

まず、理論的な話として、論理必然的にこれは引下げになるんでしょうか。

○辻政府参考人 少年法における少年の上限年齢については、刑事司法全般におきまして、成長過程にある若年者をどのように取り扱うか、また、その改善更生、再犯防止をどのように図っていくかという問題にかかわるものでございまして、民法の成年年齢が引き下げられた場合であっても、論理必然的に少年法における少年の上限年齢を引き下げなければならぬということになるものではないというふうに考えてございます。

いずれにしても、ただいま御指摘いただいたとおり、少年法における少年の上限年齢を十八歳未満に引き下げること及び犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備のあり方につきましても、法務大臣から法制審議会に諮問をいたしました。現在、法制審議会において調査審議をいただいているところでございますので、民法の成年年齢との関係も含めまして、今後御議論を更に続けていただけるものと考えてございます。
○階委員 もう一つ、なし崩しになる危険があるとすれば、少年法についての世論の動向なんですね。実は、成年年齢の方については、先ほど言ったように、引下げに反対する方が多いという中で、少年法については逆に引下げに賛成する方が圧倒的に多いんですね。

それはなぜかという、世の中の的には、少年犯

罪の凶悪化が進んでいる、あるいは多発しているんじゃないかという理解があるようでして、それが背景になって世論の動向につながっているというところのようなんです。

これについても、世論も必ずしも明確な、客観的なデータに基づいて凶悪化と認識しているわけでもないようなんですね。統計を見ますと、必ずしもそういう傾向はうかがえないということなので、私は、成年年齢を引き下げた後、もともとの世論であるとか、あるいは成年も引き下げられたんだからいいのではないかということで、国民が感情的に、フアクトとかを度外視して少年法適用年齢を引き下げるべしということで、これを維持するのが困難になるのではないかということも危惧しているんですけれども、この点についてはどのように捉えていらっしゃるんですか。

○辻政府参考人 先ほども申し上げたとおりでございます。少年法における少年の上限年齢につきましては、現在、法制審議会におきまして、御指摘の成年年齢との関係も含めまして調査審議をさせていただいているところでございますので、現時点において、法務省において、当局としてお答えすることはなかなか難しいというところは御理解いただきたいと思います。

その上で一点申し上げますと、法務省で行いました、先ほど言及いただきました若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会の取りまとめ報告書について申し上げますと、民法の成年年齢との関係におきましても、連動して引き下げるのが適当ではないかという意見と、必ずしも連動する

必要はない、さまざまな御意見があったということとを記載してございます。

その中には、民法の成年年齢が十八歳に引き下げられた場合には、少年法における少年の上限年齢も十八歳未満に引き下げるべきであるという考え方の一つの理由といたしまして、例えばでございますが、犯罪被害者の方々あるいはその関係の方々から、公職選挙法の選挙権年齢や民法の成年年齢が変わるのであれば、責任ある行動がとれると国によって認定された十八歳、十九歳の者が重大な罪を犯した場合に、少年法が適用されて刑が減免されるというようなことは許されないのではないかという意見があったというようなことが挙げられているところでございます。

○階委員 最後の方に被害者側の意見というのもありましたけれども、やはり民法の成年年齢の引下げが何らかの影響があるということも今の答弁で示されたと思います。

こうした少年法改正論議等への影響も考慮して民法改正は慎重に進めるべきではないかということとを大臣に申し上げたいんですが、この点について、最後、大臣の見解を伺いたいと思います。

○上川国務大臣 民法の成年年齢の引下げにつきましては、社会経済、生活上非常に大きな影響を及ぼす、そうした議論につながるものというふうな考えっております。ゆえに、国会におきましても政治的な御議論を尽くしていくことが大変重要であるというふうに思っております。

この少年法の件につきましては、特に、今刑事局長答弁のとおりでございます。今、法制審議

会において調査審議をしていただいているところでございます。

さまざまな御意見があるのかと思いますが、しっかりとその問題につきましても審議をして、民法改正の問題とはまた別の観点からも、少年法の上限年齢の引下げにつきましても審議をしていたきたいと思いますというふうに思っております。

○階委員 単に民法だけにとどまらない、広い波及効果があるということをぜひ御理解いただきたいと思えます。

終わります。ありがとうございました。